

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月5日（金）午後1時30分から午後2時08分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 41（名）

会 長 7 番 小清水 千明
会長職務代理者 23 番 和田 恵子

農業委員

1 番	井上 惣一	2 番	大島 博雅
3 番	大塚 武司	4 番	加賀山 洋介
5 番	門脇 忠男	6 番	鎌田 吉太郎
		8 番	酒井 栄治
9 番	末光 亨	10 番	清家 儀三郎
		12 番	武内 英二
13 番	谷本 宏明	14 番	中尾 美千代
15 番	兵頭 立士	16 番	堀田 善春
17 番	松浦 良規	18 番	宮河 宣仁
19 番	山口 一光	20 番	山本 一也
21 番	若藤 寿治	22 番	早稻田 由孝
		24 番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1 番	赤松 利秋	2 番	石城戸 豊治
		4 番	上谷 一郎
5 番	氏原 邦弘	6 番	岡山 正喜
		8 番	木村 寛
9 番	河野 順子		
11 番	佐々木 新仁	12 番	上甲 一博
13 番	白井 照良	14 番	舩長 大
15 番	竹葉 直正	16 番	土居 喜三郎
17 番	西村 守	18 番	船田 満志
21 番	薬師寺 悦子	22 番	山田 悌示
23 番	伊藤 健二		

4. 欠席委員（6名）

農業委員 11 番 高木 伯志

最適化推進委員	3 番	井上 和久	7 番	梶原 茂夫
	10 番	河野 秀雄	19 番	松本 武雄
	20 番	森崎 正		

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

2 番	大島 博雅	3 番	大塚 武司
-----	-------	-----	-------

報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 2 号	農地法第 6 条第 1 項の規定による報告について
報告第 3 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
報告第 4 号	諸証明について
報告第 5 号	農地法第 4 条・5 条許可について
報告第 6 号	農地転用確認交付申請書について
報告第 7 号	農地転用許可後における工事進捗状況報告書について (令和 8 年 4 月 16 日～令和 8 年 5 月 15 日までの事務局処理事案)

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請承認について
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請承認について
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請承認について
議案第 4 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	梅崎 裕文	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	山下 佳彦	専門員	境本 博佳
一般事務	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課課長	二宮 貴紀
-------	-------

8. 会議の概要

《梅崎局長》

ご起立願います。一同、礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員２３名、農地利用最適化推進委員１８名であります。
定足数に達しておりますので、只今より令和８年６月総会を開会いたします。

《梅崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、高木委員、井上和久委員、河野秀雄委員、梶原委員、松本委員、森崎委員が所用のため欠席です。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に大島博雅委員、大塚武司委員を指名いたします。

まず、報告第１号から第７号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。説明の前に議案の修正をお願いします。議案書７ページをご覧ください。

議案書７ページ、農地法第５条の規定による許可申請承認について、の番号６の施設の概要ですが、現地調査の結果当初の申請と現地の状況に相違があることが判明し、申請書の訂正がなされました。その結果、居宅の面積が148.23㎡から148.22㎡に、駐車場が３台から２台へ、その面積が45.00㎡から25.00㎡へ、通路が183.77㎡から158.78㎡へとそれぞれ訂正されました。議案の修正をお願いします。

修正は以上でございます。

（報告第１号から第７号までを議案書をもとに朗読、説明）

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

（ 質 問 、 意 見 な し ）

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

議案第１号農地法第３条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書4ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は5件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書4ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《谷本委員》

12番、13番について説明をいたします。◇◇◇◇さんの所有権を移転するという件でございます。◇◇◇◇さんはもう40年ぐらい前に、現在は大分県に行かれておるんですけれども、たぶんその折に、この両二名に対してですが、たぶん、作ってくださいということで、現在も二軒が作っております。

今回、後継者おられるんですけれども、◇◇◇◇さんも。もう息子達が農業はしないということで、こちらの愛媛県の土地を整理するということで、◇◇◇◇さんの要望で所有権の移転となったようです。二人とも熱心に農業されております。何も問題はないと思われます。以上です。

《大塚委員》

はい、14番、15番についてご説明いたします。◇◇◇◇さん、結婚を機にですね、先日大浦に引っ越しされてきました。◇◇◇◇さんはですね、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんより園地を譲渡されたということで、大変、お話を聞くと、玉津で熱心に耕作されてる後継者だと伺いました。以上です、問題ございません。

《船田委員》

16番について説明します。この◇◇◇◇さんという人が、市外在住のため、また高齢者のために耕作できないということで、所有権を移転して◇◇◇◇さんが自家消費のために新規耕作されるということです。何も問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第 1 号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書 5 ページをご覧ください。

議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請承認について、今月の申請は、貸駐車場が 1 件の申請でございます。申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。6 ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《白井委員》

3 番についてご説明いたします。この土地の所有者の◇◇◇◇さんが、貸駐車場にするという申請です。この案件につきましては、5 月 2 9 日に会長はじめ、関係者にて現地調査を行っております。申請地には既に駐車場 2 台が建っており違反転用になりますが、始末書も提出されております。現地調査の時には今後このようなことがないよう指導しており、また、周囲に農地は全くありませんので、問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員でございます。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書7ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月の申請は、資材置場が1件、自己駐車場が1件、一般個人住宅が2件の申請でございます。申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。8ページから9ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《武内委員》

はい、3番について説明をいたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんに所有権を移転し◇◇◇◇さんが資材置場、事務所等にする、という案件であります。こちらの案件につきましては、5月29日、会長、代行、事務局の方々と現地調査を行い、周りの農地等に対する影響もないということから、問題はないと考えます。以上です。

《宮河委員》

4番について説明します。◇◇◇◇さんの畑を◇◇◇◇さんが譲り受けて自己駐車場にする、という申請です。5月29日、会長をはじめ関係者にて現地調査を行っております。この農地を転用することによって周囲に被害はなく、問題ないと思います。

《竹葉委員》

5 番について説明します。◇◇◇◇さんの農地を使用貸借により◇◇◇◇さんが住宅を建築する、という申請です。この件につきましては、5 月 29 日に会長をはじめ、関係者にて現地調査を行っております。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんは親子関係になります。この農地を転用することによる周囲への被害、影響はなく、問題ないと思います。以上です。

《船田委員》

6 番について説明します。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが住宅を建てるということで、先程修正が出たんですが、その通りになりました。5 月 29 日の現地調査の結果、少し食い違いがあったので修正をかけて、今回の修正が出ました。問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます
農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員でございます。よって議案第 3 号は原案のとおり承認することと決定いたします。続いて、議案第 4 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書 10 ページをご覧ください。

議案第 4 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、意見を求められたものです。

1 ページめくっていただきまして、11 ページ、農用地利用集積等促進計画ですが、

利用権の設定につきましては、田が29,683.00㎡、畑が5,376.00㎡、樹園地が25,635.00㎡、合計60,694.00㎡となっております。所有権の移転は、樹園地が11,398.00㎡となっております。

なお、今月の利用権設定についてですが、3つの形態に分かれております。12ページからの利用権設定は通常通りの案件ですが、18ページをご覧ください。この18ページの案件は以前にもございました、所有者・相続人に不明の者があり申出の段階で権利を有する者の過半を超える同意が得られない案件となっております。農業委員会としては、権利の設定を受ける者が適正に農地を利用できる者かどうか、という観点でご審議いただければと考えます。

次に、19ページをご覧ください。こちらは、既に中間管理権を設定している農地について、耕作者のみを変更しようとする案件です。これは、現在の耕作者と新しい耕作者の間で耕作する権利を移転することに同意がなされており、また、貸借の条件に変更が無い場合に耕作者の変更の申請だけで手続きが完了できる制度を利用したものになります。こちらについても、新たに権利の設定を受ける者が、適正に農地を利用できる者かどうかという観点でご審議いただければと考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《上甲委員》

1番について説明いたします。◇◇◇◇さんの農地を、◇◇◇◇さんが引き続き耕作するようになりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでおられますので、問題ありません。

《竹葉委員》

2番について説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を、◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは長年にわたり真面目に農業に従事されており、問題ありません。以上です。

《岡山委員》

3番について説明いたします。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇君が耕作する、ということです。これは更新でありまして、◇◇◇◇君は広く水稻、畑作に熱心に取り組んでいる若者であります。何も問題ないと思います。

《渡邊委員》

4番について説明いたします。◇◇◇◇さんが耕作者を探していたところ◇◇◇◇さんとの間で賃貸借権設定一括方式により、話がまとまりました。設定を受ける◇◇◇◇さん、平素より稲作に力を入れております。農機具あり労働力あり、何ら問題ありません。

《清家委員》

失礼します、5番、6番、7番、8番についてご説明申し上げます。借受人の◇◇◇◇さんは今まで借りている賃貸借権設定ですが、これは更新時期にあたりまして、今年度更新ということで今まで通り作るということで、何ら問題はないと考えております。以上です。

《船田委員》

9番、10番について説明いたします。これも、利用権を設定するという◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんが、◇◇◇◇さんが作るという基盤法からの更新のため設定がされた、ということです。何ら問題ないと思います。

そして、11番、12番、13番、14番までが、利用権を設定する人で◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんが、これも土地は◇◇◇◇さんが耕作するというので基盤法からの更新のため、何ら問題ないと思います。

《石城戸委員》

15番、16番、17番、18番についてご説明いたします。この案件は、基盤法から継続して利用権設定するものです。◇◇◇◇は、真面目に耕作しておりますので、問題ありません。

19番、20番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇ではありますが、今まで通り◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんの土地で耕作して参りたいと、今回から新規に利用権設定する案件です。◇◇◇◇さんも真面目に耕作しておりますので、問題ありません。

《白井委員》

21番についてご説明いたします。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を、◇◇◇◇さんが耕作するようになりました。◇◇◇◇さん、熱心に農業に取り組んでおりますので、何ら問題はないと思います。

《末光委員》

22番について説明いたします。◇◇◇◇さんの田圃を◇◇◇◇さんが5年の設定契約で水田を作る、ということです。この案件につきましては事前説明等ないのでこの書面通りのご説明をさせていただきます。以上です。

《氏原委員》

井上委員欠席のため、私が代わりに議案説明をいたします。23番について説明いたします。受け手の◇◇◇◇さんは兼業農家ではありますが真面目に農業をされており、◇◇◇◇さんの農地を使用貸借することになりました。何ら問題ありません。

《小清水委員》

24番から26番についてご説明いたします。24番の案件は更新でございます。◇◇◇◇さんはずっと松山で医者をやられておりまして、農業の経験はございません。ずっと前から◇◇◇◇が耕作をしておった土地でございますので、何ら問題はないかと思ひます。

25番につきましては◇◇◇◇さん、最近病気がちでございまして規模を縮小したいということで探しておりましたが、◇◇◇◇さんが、これ、研修を終わって、今、農地のほうを拡大しようというふうな状況でございまして、手を上げられまして、今回新規に耕作をする、ということでございます。非常に熱心にやられておりますので、何ら問題ないと思ひております。

26番につきましては◇◇◇◇さん、息子さんもおられるわけでございますが、息子さんも体調が悪い、◇◇◇◇さんも高齢になって仕事が大変だということでございまして。非常に所有の農地が広うございまして、それを少しずつ減らしたいという考えでございまして、◇◇◇◇さん、元は漁業をしておったんですが真珠の方がいけんようになりまして、農業の方を親子でやられております。非常に熱心にやられておるんで、何ら問題はないかと思ひます。以上です。

《加賀山委員》

27番について説明いたします。河野委員欠席のため、代わって私が説明します。◇◇◇◇さん、面積を縮小したいということで耕作者を探していましたところ、◇◇◇◇さんが耕作をする、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さん、熱心に農業をされており、何ら問題ありません。

28番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、ご主人が亡くなられ面積を縮小したいということで耕作をしてもらう人を探していましたところ、◇◇◇◇さんが耕作をするということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業をされており、何ら問題ありません。

《舩長委員》

29番、30番について説明をいたします。29番は◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作をする、というものです。

30番は◇◇◇◇さんの農地を同じく◇◇◇◇さんが耕作をする、というものです。◇◇◇◇さんは拡大をしながら熱心に柑橘栽培をしており、問題はないかと思ひます。

《加賀山委員》

河野秀雄さん欠席のため、代わって私が説明いたします。1番について説明いたします。先ほど事務局から説明がありましたようなことで、耕作をしてもらう人を探していましたが、◇◇◇◇さん、北海道から移住して来られた方ですが、耕作するということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に耕作されており、何ら問題ありません。

《上谷委員》

1 番について説明いたします。JAのみかん学校の方が実習の圃場として使用しておりました園地を、権利移転を受けてみかん学校の卒業生であります◇◇◇◇さんがそのまま耕作されるということです。◇◇◇◇さん、熱心に農業に取り組まれていますので、何ら問題ありません。

《宮河委員》

2 番から 5 番について説明いたします。これまで、◇◇◇◇がえひめ農林漁業振興機構から賃借権の設定を受けて耕作していた農地を、これから 2 番 3 番の◇◇◇◇さん、4 番を◇◇◇◇さん、5 番を◇◇◇◇さんが、えひめ農林漁業振興機構と賃借権を設定し耕作する、ということです。それぞれ熱心に農業に取り組んでおられ、何ら問題ないと思います。

《加賀山委員》

1 番について説明いたします。◇◇◇◇さんの農地を耕作してもらう人を探していましたが、◇◇◇◇さんが耕作するということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業をされており、何ら問題ありません。所有権移転です。

失礼します。続きまして、2 番について、河野さんが欠席のため、代わって私が説明いたします。◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが所有権移転という形で耕作される、ということになりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業をされており、何ら問題ありません。

《土居委員》

3 番について説明いたします。所有権移転となっておりますが、以前より賃貸借契約を結んで耕作していたものの、話がまとまり所有権移転の運びとなりました。◇◇◇◇さん、熱心に農業しており、何ら問題ありません。

《武内委員》

梶原委員ご欠席のため、私の方から 4 番、5 番について説明をいたします。◇◇◇◇さんは規模の縮小を考えており、そちらの方の園地を◇◇◇◇さんに所有権移転して耕作する、ということでもあります。◇◇◇◇さんにつきましては、熱心に耕作されていますので、特に問題はないと考えております。

続きまして 5 番ではありますが、◇◇◇◇さんは高齢になってきたため耕作ができないということで、◇◇◇◇さんが所有権を移転し、耕作をするということでもあります。◇◇◇◇さんにつきましては農地所有適格法人となっておりますので、特に問題はないと考えております。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

《 会 長 》

挙手多数であります。よって議案4第号は原案の通り承認することと決定いたします。

以上で令和8年6月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
